官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三四）　一
〔その他告示〕
○自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人を指定する件（国家公安委二五）　二
○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく登録送信適正化機関の代表者の変更に関する件（消費者庁・総務一）　三
○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務二六六）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二〇〇）
○言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示の一部を改正する件（厚生労働二一二）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一一八）
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（国土交通七七〇）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一七七～一七九）
○道路に関する件（関東地方整備局一七一）
○都市計画に関する件（九州地方整備局九三）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　六
〔官庁報告〕
労　働　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七四）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　一〇

省令

○農林水産省令第三十四号

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十七条第一項の規定に基づき、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年農林水産省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（強度等に優れた建築用木材）	（強度等に優れた建築用木材）
第一条　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。）第十六条の農林水産省令で定める強度又は耐火性に優れた建築用木材は、次に掲げるものとする。	**第一条**　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。）第十六条の農林水産省令で定める強度又は耐火性に優れた建築用木材は、次に掲げるものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　製材（製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するものに限る。）	七　製材（製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するものに限る。）
八・九　（略）	八・九　（略）
（木材製造高度化計画の認定の申請）	（木材製造高度化計画の認定の申請）
第二条　法第十七条第一項の規定により木材製造高度化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。	**第二条**　法第十七条第一項の規定により木材製造高度化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第十七条第二項第四号の場合にあっては、開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類	四　法第十七条第二項第四号の場合にあっては、開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）